

## 福岡市の通報窓口（担当課）への公益通報に際しての注意点

- 1 本市の通報窓口（担当課）へ公益通報を行うには、次の要件を満たす必要があります。
  - ① 自己の労務提供先又は当該労務提供先の役員，従業員等の法令違反行為等であること。
  - ② 不正の目的で行うものではないこと。
  - ③ 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。
- 2 通報窓口（担当課）へ公益通報を行う際は、公益通報者保護法に基づく通報である旨を明らかにしてください。
- 3 公益通報を行う際は、通報窓口（担当課）の職員に対して、事業者内部の誰がどのような行為を行ったか（又は行おうとしているか）等を具体的にお伝えください。なお、具体的に違反する法令の条項を伝える必要はありません。

### 通報窓口（担当課）の職員に伝える主な内容

- 通報者の氏名
- 労務提供先の名称（会社名，団体名等），業務内容
- 具体的な通報の内容（いつ，誰が，どこで，何を行ったか。その継続の状況。）
- 通報対象事実を証明できるもの（通報事実を知る者の名前又は証拠名）
- 通報者への連絡方法

また、「通報内容が真実である」と信じるに足りると判断できるような根拠資料等があればお示してください。

- 4 公益通報は、文書（ファックス含む）、電子メール、電話又は面談のいずれの方法でも行うことができます。

なお、各区役所担当課へ公益通報をする場合は、勤務先の住所地に該当する区の担当課へお願いします。